

令和 7 年
広島県水道広域連合企業団議会 11 月定例会
議案

令和 7 年 11 月 18 日
広島県水道広域連合企業団

令和 7 年広島県水道広域連合企業団議会 11 月定例会議案目録

議案番号	件名	頁
第 11 号議案	令和 7 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）	1
第 12 号議案	令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	16
第 13 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例	17
第 14 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計剰余金の処分について	27
第 15 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について	34
第 16 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計決算の認定について	36
報第 1 号	広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	38
報第 2 号	広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例	43
報第 3 号	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について	47
報第 4 号	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書について	50
報第 5 号	令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について	52

第11号議案

令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）

第1章 市町水道事業

（総 則）

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第1章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

〔市町水道事業計〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	10,286,115 千円	△2,624,197 千円	7,661,918 千円

〔竹原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	940,406 千円	△ 10,482 千円	929,924 千円

〔三原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,606,671 千円	△ 965,565 千円	641,106 千円

〔府中市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	589,820 千円	△ 161,000 千円	428,820 千円

〔三次市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	854,286 千円	△ 382,977 千円	471,309 千円

〔庄原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
-------	---------	-------	-----

(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	566,978 千円	△ 23,050 千円	543,928 千円
[東広島市水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,586,143 千円	△ 167,919 千円	2,418,224 千円
[安芸高田市水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	436,963 千円	△ 105,323 千円	331,640 千円
[江田島市水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	202,657 千円	△ 1,930 千円	200,727 千円
[熊野町水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	160,224 千円	△ 41,613 千円	118,611 千円
[北広島町水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	627,994 千円	△ 546,851 千円	81,143 千円
[大崎上島町水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	125,784 千円	△ 69,984 千円	55,800 千円
[世羅町水道事業]			
(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	209,363 千円	△ 32,862 千円	176,501 千円
[神石高原町簡易水道事業]			

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	209,100 千円	△ 114,641 千円	94,459 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第1章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

(科 目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益及び			
簡易水道事業収益	20,475,168 千円	319 千円	20,475,487 千円
第 1 項 営 業 収 益	15,923,907 千円	△ 23,367 千円	15,900,540 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,551,208 千円	23,686 千円	4,574,894 千円
(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用及び			
簡易水道事業費用	19,475,320 千円	47,518 千円	19,522,838 千円
第 1 項 営 業 費 用	18,792,170 千円	32,847 千円	18,825,017 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	634,937 千円	739 千円	635,676 千円
第 3 項 特 別 損 失	1,213 千円	13,932 千円	15,145 千円

[三原市水道事業]

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	2,987,290 千円	43,636 千円	3,030,926 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,791,342 千円	29,704 千円	2,821,046 千円
第 4 項 特 別 損 失	0 千円	13,932 千円	13,932 千円

[江田島市水道事業]

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	820,780 千円	882 千円	821,662 千円
第 1 項 営 業 費 用	786,186 千円	143 千円	786,329 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	31,594 千円	739 千円	32,333 千円

[熊野町水道事業]

(科 目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
-------	----------------	---------	-----

第 1 款 水道事業収益	541,278 千円	319 千円	541,597 千円
第 1 項 営業収益	499,829 千円	△ 23,367 千円	476,462 千円
第 2 項 営業外収益	41,449 千円	23,686 千円	65,135 千円

[世羅町水道事業]

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業費用	428,240 千円	3,000 千円	431,240 千円
第 1 項 営業費用	415,420 千円	3,000 千円	418,420 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 4 条 予算第 1 章第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,249,872 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 629,949 千円、減債積立金 304,221 千円、建設改良積立金 141,175 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,867,148 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,602,822 千円、繰越利益剰余金処分数 332,831 千円、当年度利益剰余金処分数 350,189 千円及び引継金 21,537 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 6,318,687 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 629,949 千円、繰越工事資金 43,667 千円、建設改良積立金 577,932 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,991,148 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,658,787 千円、繰越利益剰余金処分数 286,366 千円、当年度利益剰余金処分数 109,696 千円及び引継金 21,142 千円で補てんするものとする。)」に改める。

[市町水道事業計]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資本的収入	7,802,662 千円	△2,689,951 千円	5,112,711 千円
第 1 項 企業債	2,571,700 千円	△ 391,300 千円	2,180,400 千円
第 2 項 出 資 金	2,018,462 千円	△ 934,553 千円	1,083,909 千円
第 3 項 他会計補助金	351,418 千円	△ 52,218 千円	299,200 千円
第 4 項 補 助 金	1,879,140 千円	△1,309,870 千円	569,270 千円
第 5 項 負 担 金	977,242 千円	△ 2,010 千円	975,232 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資本的支出	14,052,534 千円	△2,621,136 千円	11,431,398 千円
第 1 項 建設改良費	10,435,358 千円	△2,621,136 千円	7,814,222 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 325,137 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,588 千円、建

設改良積立金 60,816 千円及び当年度利益剰余金処分額 195,733 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 347,763 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,588 千円、繰越工事資金 1,378 千円、建設改良積立金 54,869 千円、過年度分損益勘定留保資金 206,840 千円及び当年度分損益勘定留保資金 16,088 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		662,869 千円	△ 30,047 千円	632,822 千円
第 1 項 企 業 債		502,600 千円	77,500 千円	580,100 千円
第 2 項 補 助 金		141,420 千円	△ 107,547 千円	33,873 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		988,006 千円	△ 7,421 千円	980,585 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		961,276 千円	△ 7,421 千円	953,855 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,372,206 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 94,760 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,318 千円、当年度分損益勘定留保資金 887,672 千円及び当年度利益剰余金処分額 154,456 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 1,212,558 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 94,760 千円、過年度分損益勘定留保資金 234,795 千円、当年度分損益勘定留保資金 773,307 千円及び当年度利益剰余金処分額 109,696 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		1,421,591 千円	△ 805,917 千円	615,674 千円
第 1 項 企 業 債		460,500 千円	△ 278,500 千円	182,000 千円
第 2 項 出 資 金		455,299 千円	△ 250,021 千円	205,278 千円
第 3 項 補 助 金		352,757 千円	△ 277,396 千円	75,361 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		2,793,797 千円	△ 965,565 千円	1,828,232 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		1,635,856 千円	△ 965,565 千円	670,291 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 240,359 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,629 千円、建

設改良積立金 8,364 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,366 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 320,505 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,629 千円、過年度分損益勘定留保資金 166,613 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,263 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	497,760 千円	△ 241,146 千円	256,614 千円
第 1 項 企 業 債	261,500 千円	△ 43,300 千円	218,200 千円
第 2 項 出 資 金	122,837 千円	△ 98,923 千円	23,914 千円
第 3 項 補 助 金	103,423 千円	△ 98,923 千円	4,500 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	738,119 千円	△ 161,000 千円	577,119 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	591,722 千円	△ 161,000 千円	430,722 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 719,577 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,326 千円、過年度分損益勘定留保資金 292,596 千円及び当年度分損益勘定留保資金 377,655 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 692,396 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,326 千円及び過年度分損益勘定留保資金 643,070 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	642,674 千円	△ 355,796 千円	286,878 千円
第 1 項 企 業 債	174,300 千円	△ 26,800 千円	147,500 千円
第 2 項 出 資 金	226,637 千円	△ 148,882 千円	77,755 千円
第 3 項 補 助 金	226,637 千円	△ 180,114 千円	46,523 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,362,251 千円	△ 382,977 千円	979,274 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	859,224 千円	△ 382,977 千円	476,247 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 455,947 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,272 千円、当年度分損益勘定留保資金 306,767 千円及び繰越利益剰余金処分数 112,908 千円で補てんするも

のとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 609,342 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,272 千円、当年度分損益勘定留保資金 306,767 千円及び繰越利益剰余金処分量 266,303 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		399,985 千円	△ 176,445 千円	223,540 千円
第 1 項 企 業 債		43,000 千円	34,300 千円	77,300 千円
第 2 項 出 資 金		110,486 千円	△ 105,048 千円	5,438 千円
第 3 項 補 助 金		110,486 千円	△ 105,697 千円	4,789 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		855,932 千円	△ 23,050 千円	832,882 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		569,406 千円	△ 23,050 千円	546,356 千円

〔東広島市水道事業〕

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 912,170 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 149,066 千円、過年度分損益勘定留保資金 489,721 千円及び当年度分損益勘定留保資金 273,383 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 969,878 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 149,066 千円、建設改良積立金 231,952 千円及び過年度分損益勘定留保資金 588,860 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		2,087,511 千円	△ 225,627 千円	1,861,884 千円
第 1 項 企 業 債		537,300 千円	△ 31,800 千円	505,500 千円
第 2 項 出 資 金		719,912 千円	△ 83,617 千円	636,295 千円
第 4 項 補 助 金		323,912 千円	△ 110,210 千円	213,702 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		2,999,681 千円	△ 167,919 千円	2,831,762 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		2,650,983 千円	△ 167,919 千円	2,483,064 千円

〔廿日市市水道事業〕

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 960,249 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,521 千円、減債積立金 304,221 千円及び過年度分損益勘定留保資金 572,507 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 965,573 千円、当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 83,521 千円、繰越工事資金 29,029 千円及び過年度分損益勘定留保資金 853,023 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	516,388 千円	△ 5,324 千円	511,064 千円
第 1 項 企 業 債	111,200 千円	72,000 千円	183,200 千円
第 3 項 補 助 金	183,033 千円	△ 77,324 千円	105,709 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 424,031 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,091 千円、当年度分損益勘定留保資金 264,295 千円及び繰越利益剰余金処分量 130,645 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 418,624 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,091 千円、建設改良積立金 93,100 千円、過年度分損益勘定留保資金 12,075 千円、当年度分損益勘定留保資金 264,295 千円及び繰越利益剰余金処分量 20,063 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	316,442 千円	△ 99,916 千円	216,526 千円
第 1 項 企 業 債	173,900 千円	3,800 千円	177,700 千円
第 2 項 出 資 金	54,771 千円	△ 35,070 千円	19,701 千円
第 3 項 補 助 金	87,771 千円	△ 68,646 千円	19,125 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	740,473 千円	△ 105,323 千円	635,150 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	439,893 千円	△ 105,323 千円	334,570 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 228,025 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,228 千円、建設改良積立金 71,995 千円及び当年度分損益勘定留保資金 139,802 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 229,563 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,228 千円、建設改良積立金 99,828 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,507 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	

第 1 款 資 本 的 収 入	77,893 千円	△	3,468 千円	74,425 千円
第 2 項 補 助 金	39,956 千円	△	3,468 千円	36,488 千円
支 出				
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	305,918 千円	△	1,930 千円	303,988 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	215,357 千円	△	1,930 千円	213,427 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 117,608 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,222 千円及び過年度分損益勘定留保資金 109,386 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 89,727 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,222 千円及び過年度分損益勘定留保資金 81,505 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入				
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	45,147 千円	△	13,732 千円	31,415 千円
第 1 項 補 助 金	17,561 千円	△	11,722 千円	5,839 千円
第 2 項 負 担 金	27,586 千円	△	2,010 千円	25,576 千円
支 出				
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	162,755 千円	△	41,613 千円	121,142 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	162,755 千円	△	41,613 千円	121,142 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 259,908 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,528 千円、過年度分損益勘定留保資金 53,579 千円、当年度分損益勘定留保資金 147,785 千円及び繰越利益剰余金処分額 21,016 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 241,788 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,528 千円、建設改良積立金 98,183 千円、過年度分損益勘定留保資金 42,820 千円及び当年度分損益勘定留保資金 63,257 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入				
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	546,236 千円	△	528,731 千円	17,505 千円
第 1 項 企 業 債	181,800 千円	△	169,600 千円	12,200 千円
第 2 項 出 資 金	182,218 千円	△	179,233 千円	2,985 千円
第 3 項 補 助 金	182,218 千円	△	179,898 千円	2,320 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	806,144 千円	△ 546,851 千円	259,293 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	627,994 千円	△ 546,851 千円	81,143 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,490 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 910 千円及び過年度分損益勘定留保資金 9,821 千円及び当年度分損益勘定留保資金 6,759 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 16,091 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 910 千円、過年度分損益勘定留保資金 6,878 千円及び当年度分損益勘定留保資金 8,303 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	170,807 千円	△ 68,585 千円	102,222 千円
第 1 項 企 業 債	35,900 千円	△ 21,000 千円	14,900 千円
第 2 項 出 資 金	31,247 千円	△ 20,935 千円	10,312 千円
第 4 項 補 助 金	31,247 千円	△ 26,650 千円	4,597 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	188,297 千円	△ 69,984 千円	118,313 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	127,884 千円	△ 69,984 千円	57,900 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 195,628 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,808 千円、過年度分損益勘定留保資金 104,221 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,337 千円及び繰越利益剰余金処分額 68,262 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 183,618 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,808 千円、繰越工事資金 13,141 千円及び過年度分損益勘定留保資金 154,669 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	153,324 千円	△ 20,852 千円	132,472 千円
第 1 項 企 業 債	4,600 千円	5,400 千円	10,000 千円
第 2 項 出 資 金	14,300 千円	△ 12,824 千円	1,476 千円
第 4 項 補 助 金	14,300 千円	△ 13,428 千円	872 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	348,952 千円	△ 32,862 千円	316,090 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	211,364 千円	△ 32,862 千円	178,502 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,537 千円は、引継金 21,537 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は 21,261 千円、繰越工事資金 119 千円及び引継金 21,142 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	264,035 千円	△ 114,365 千円	149,670 千円
第 1 項 企 業 債	51,600 千円	△ 13,300 千円	38,300 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	148,016 千円	△ 52,218 千円	95,798 千円
第 3 項 補 助 金	64,419 千円	△ 48,847 千円	15,572 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	285,572 千円	△ 114,641 千円	170,931 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	209,228 千円	△ 114,641 千円	94,587 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 1 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
三原市水道事業				
三原市水道施設 建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	314,338 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	500,122 千円
府中市水道事業				
府中市水道施設 建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	1,002,358 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	1,817,880 千円
庄原市水道事業				
庄原市水道施設 建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	218,831 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	265,931 千円

廿日市市水道事業				
廿日市市水道施設建設工事	令和8年度から 令和11年度まで	369,679 千円	令和8年度から 令和11年度まで	404,704 千円
安芸高田市水道事業				
安芸高田市水道施設建設工事	令和8年度から 令和11年度まで	33,794 千円	令和8年度から 令和11年度まで	85,649 千円
江田島市水道事業				
江田島市水道維持管理委託事業			令和8年度から 令和10年度まで	277,200 千円
江田島市水道施設建設工事	令和8年度から 令和11年度まで	10,122 千円	令和8年度から 令和11年度まで	130,122 千円
北広島町水道事業				
北広島町水道施設建設工事	令和8年度から 令和11年度まで	1,041,951 千円	令和8年度から 令和11年度まで	1,780,518 千円

(企業債の補正)

第6条 予算第1章第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	2,571,700 千円	△ 391,300 千円	2,180,400 千円
竹 原 市 水 道 事 業	502,600 千円	77,500 千円	580,100 千円
三 原 市 水 道 事 業	460,500 千円	△ 278,500 千円	182,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	261,500 千円	△ 43,300 千円	218,200 千円
三 次 市 水 道 事 業	174,300 千円	△ 26,800 千円	147,500 千円
庄 原 市 水 道 事 業	43,000 千円	34,300 千円	77,300 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	537,300 千円	△ 31,800 千円	505,500 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	111,200 千円	72,000 千円	183,200 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	173,900 千円	3,800 千円	177,700 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	181,800 千円	△ 169,600 千円	12,200 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	35,900 千円	△ 21,000 千円	14,900 千円
世 羅 町 水 道 事 業	4,600 千円	5,400 千円	10,000 千円
神石高原町簡易水道事業	51,600 千円	△ 13,300 千円	38,300 千円

(他会計からの負担金等の補正)

第7条 予算第1章第10条に定めた他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	2,087,654 千円	△ 30,542 千円	2,057,112 千円
熊 野 町 水 道 事 業	4,230 千円	21,676 千円	25,906 千円
神石高原町簡易水道事業	204,060 千円	△ 52,218 千円	151,842 千円

(利益剰余金の処分の補正)

第8条 予算第1章第11条に定めた繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	683,020 千円	△ 286,958 千円	396,062 千円
竹 原 市 水 道 事 業	195,733 千円	△ 195,733 千円	0 千円
三 原 市 水 道 事 業	154,456 千円	△ 44,760 千円	109,696 千円
庄 原 市 水 道 事 業	112,908 千円	153,395 千円	266,303 千円
安芸高田市水道事業	130,645 千円	△ 110,582 千円	20,063 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	21,016 千円	△ 21,016 千円	0 千円
世 羅 町 水 道 事 業	68,262 千円	△ 68,262 千円	0 千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(水道用水供給事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
広島水道用水供給施設建設事業	4,549,313 千円	△ 39,218 千円	4,510,095 千円
広島西部水道用水供給施設建設事業	2,281,116 千円	△ 245,550 千円	2,035,566 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,567,526 千円	△ 631,619 千円	935,907 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,593,457千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額633,750千円、建設改良積立金4,024,808千円及び過年度分損益勘定留保資金1,934,899千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は6,531,841千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額633,750千円、繰越工事資金90,900千円、建設改良積立金1,889,400千円、過年度分損益勘定留保資金3,224,757千円及び当年度分損益勘定留保資金693,034千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 資本的収入		3,537,154 千円	△ 854,771 千円	2,682,383 千円
第1項 企業債		1,277,700 千円	△ 186,800 千円	1,090,900 千円
第2項 出 資 金		964,800 千円	△ 276,227 千円	688,573 千円
第4項 補 助 金		1,219,882 千円	△ 319,744 千円	828,138 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 資本的支出		10,130,611 千円	△ 916,387 千円	9,214,224 千円
第1項 建設改良費		8,448,952 千円	△ 916,387 千円	7,532,565 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第2章第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和8年度	4,046 千円	令和8年度から令和12年度まで	434,036 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	7,205,504 千円	令和8年度から令和11年度まで	7,817,316 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	4,189,223 千円	令和8年度から令和11年度まで	4,434,773 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	4,027,719 千円	令和8年度から令和11年度まで	4,255,935 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第2章第6条列記中起債の限度額「1,277,700 千円」を「1,090,900 千円」に改める。

令和7年11月18日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第 12 号議案

令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計 補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道維持管理委託事業			令和 8 年度から 令和 12 年度まで	732,712 千円
太田川東部工業用水道第 2 期拡張水道維持管理委託事業			令和 8 年度から 令和 12 年度まで	107,330 千円

令和 7 年 11 月 18 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第13号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年11月18日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
（給水装置工事の施行） 第7条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、<u>企業長、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が施行することができる。</u> 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） 別表第15（第35条関係） <table><tr><th>種類</th><th>種別</th><th>金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">3 設計 審査手数料</td><td>口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）</td><td>2,250円</td></tr><tr><td>口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）</td><td>6,750円</td></tr><tr><td rowspan="3">4 工事 検査手数料</td><td>口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）</td><td>2,250円</td></tr><tr><td>口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）</td><td>6,750円</td></tr></table>	種類	種別	金額	（略）	（略）	（略）	3 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円	4 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円	（給水装置工事の施行） 第7条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長が施行することができる。 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） 別表第15（第35条関係） <table><tr><th>種類</th><th>種別</th><th>金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	種類	種別	金額	（略）	（略）	（略）
種類	種別	金額																									
（略）	（略）	（略）																									
3 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円																									
	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円																									
	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円																									
4 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,250円																									
	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（1件につき）	4,500円																									
	口径40ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,750円																									
種類	種別	金額																									
（略）	（略）	（略）																									
別表第16（第35条関係）	別表第16（第35条関係）																										

竹原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 メーター試験手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第17 (第35条関係)
三原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 水道使用承認手数料	(略)	(略)
2 道路占用許可申請確認手数料	(略)	(略)
3 給水装置図面等の写しの交付手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
4 証明書発行手数料	(略)	(略)

別表第18 (第35条関係)

竹原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	600円
	口径50ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの (1件につき)	2,500円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	600円
	口径50ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの (1件につき)	2,500円
3 メーター試験手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第17 (第35条関係)
三原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径40ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの (1件につき)	5,000円
	口径75ミリメートル以上のもの (1件につき)	9,000円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径40ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの (1件につき)	5,000円
	口径75ミリメートル以上のもの (1件につき)	9,000円
3 水道使用承認手数料	(略)	(略)
4 道路占用許可申請確認手数料	(略)	(略)
5 給水装置図面等の写しの交付手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
6 証明書発行手数料	(略)	(略)

別表第18 (第35条関係)

府中市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 再開 栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第19 (第35条関係)
三次市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 図面 等写しの 交付手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第20 (第35条関係)
庄原市水道事業における手数料
削除

府中市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	1,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径50ミリメートルを超え るもの (1件につき)	3,000円
2 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	2,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	3,000円
	口径50ミリメートルを超え るもの (1件につき)	6,000円
3 再開 栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第19 (第35条関係)
三次市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	1,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	2,000円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの (1件につき)	3,000円
	口径75ミリメートルを超え るもの (1件につき)	4,000円
2 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下の もの (1件につき)	1,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの (1件につき)	1,500円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの (1件につき)	3,000円
	口径75ミリメートルを超え るもの (1件につき)	5,000円
3 図面 等写しの 交付手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第20 (第35条関係)
庄原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計	口径25ミリメートル以下の	1,500円

別表第21（第35条関係）
東広島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 道路 占用許可 申請確認 手数料	(略)	(略)
2 証明 手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第22（第35条関係）
廿日市市水道事業における手数料

種類	種別	金額
(略)	(略)	(略)

審査手数料	もの（1件につき）	
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,500円
	口径75ミリメートル以上の もの（1件につき）	4,500円
2 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下の もの（1件につき）	1,000円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,000円
	口径75ミリメートル以上の もの（1件につき）	3,500円

別表第21（第35条関係）
東広島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料	口径25ミリメートル以下の もの（1件につき）	500円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	1,000円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,000円
	口径75ミリメートルを超え るもの（1件につき）	2,900円
2 工事 検査手数料	口径25ミリメートル以下の もの（1件につき）	800円
	口径25ミリメートルを超え 50ミリメートル以下のもの （1件につき）	1,600円
	口径50ミリメートルを超え 75ミリメートル以下のもの （1件につき）	2,400円
	口径75ミリメートルを超え るもの（1件につき）	3,200円
3 道路 占用許可 申請確認 手数料	(略)	(略)
4 証明 手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第22（第35条関係）
廿日市市水道事業における手数料

種類	種別	金額
(略)	(略)	(略)
2 設計 審査手数料	口径13ミリメートルのもの （1件につき）	1,500円
	口径20ミリメートル及び25 ミリメートルのもの（1件	2,500円

2 消防 演習の立 会	(略)	(略)
	(略)	(略)
3 証明 手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第23 (第35条関係)
安芸高田市水道事業における手数料
削除

別表第24 (第35条関係)
江田島市水道事業における手数料

種類	種別	金額

	につき)	
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	4,000円
	口径50ミリメートル及び75 ミリメートルのもの (1件 につき)	6,300円
	口径100ミリメートル以上の もの (1件につき)	11,300 円
3 工事 検査手数 料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,800円
	口径20ミリメートル及び25 ミリメートルのもの (1件 につき)	2,800円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	5,100円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	8,000円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	8,500円
	口径100ミリメートル以上の もの (1件につき)	13,400 円
4 消防 演習の立 会	(略)	(略)
	(略)	(略)
5 証明 手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第23 (第35条関係)
安芸高田市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数 料	1件につき	1,000円
2 工事 検査手数 料	1件につき	1,000円

別表第24 (第35条関係)
江田島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数 料	新設工事 (移設工事、口径 変更改造工事を含む。) (1件につき)	5,600円
	増設、改造工事 (1件につ き)	2,800円
2 工事 検査手数 料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,700円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	1,700円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	3,300円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	7,800円

1 届出 手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
2 証明 等手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第25（第35条関係）
熊野町水道事業における手数料
削除

	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	10,000 円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	13,000 円
	口径100ミリメートルのもの (1件につき)	16,000 円
	口径150ミリメートル以上の もの(1件につき)	19,000 円
3 流水 検査手数料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	900円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	900円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	1,800円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	3,400円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	4,500円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	6,700円
	口径100ミリメートルのもの (1件につき)	8,300円
	口径150ミリメートル以上の もの(1件につき)	10,500 円
4 メー ター試験 手数料	口径50ミリメートル以下の もの1件につき	1,600円
5 届出 手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
6 証明 等手数料	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第25（第35条関係）
熊野町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手数料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,250円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	1,750円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	2,250円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	2,880円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	3,500円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	6,880円
2 工事 検査手数料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,500円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	2,000円

別表第26（第35条関係）
北広島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 消防 演習の立 会	(略)	(略)
2 各種 証明手 料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第27（第35条関係）
大崎上島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
----	----	----

	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	2,500円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	3,500円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	4,500円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	8,750円

備考 口径75ミリメートルを超えるものの、設計
審査手数料及び工事検査手数料は、その都度
企業長が定める。

別表第26（第35条関係）
北広島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計 審査手 料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,500円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	2,000円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	3,000円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	4,000円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	10,000 円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	20,000 円
	口径100ミリメートル以上の もの(1件につき)	30,000 円
2 工事 検査手 料	口径13ミリメートルのもの (1件につき)	1,800円
	口径20ミリメートルのもの (1件につき)	2,800円
	口径25ミリメートルのもの (1件につき)	3,800円
	口径40ミリメートルのもの (1件につき)	4,800円
	口径50ミリメートルのもの (1件につき)	11,000 円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	21,000 円
	口径100ミリメートル以上の もの(1件につき)	31,000 円
3 消防 演習の立 会	(略)	(略)
4 各種 証明手 料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第27（第35条関係）
大崎上島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
----	----	----

1 各種証明手数料	(略)	(略)
2 再開栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第28 (第35条関係)
世羅町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 各種証明手数料	(略)	(略)

別表第29 (第35条関係)
神石高原町簡易水道事業における手数料
削除

1 設計審査手数料及び工事検査手数料 (新設又は全面改良工事)	口径13ミリメートル及び20ミリメートルのもの (1件につき)	3,142円
	口径25ミリメートル及び30ミリメートルのもの (1件につき)	5,238円
	口径40ミリメートル及び50ミリメートルのもの (1件につき)	8,380円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	10,476円
2 設計審査手数料及び工事検査手数料 (その他の工事)	口径13ミリメートル及び20ミリメートルのもの (1件につき)	1,571円
	口径25ミリメートル及び30ミリメートルのもの (1件につき)	2,619円
	口径40ミリメートル及び50ミリメートルのもの (1件につき)	4,191円
	口径75ミリメートルのもの (1件につき)	5,238円
3 各種証明手数料	(略)	(略)
4 再開栓手数料	(略)	(略)

備考 (略)

別表第28 (第35条関係)
世羅町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 工事検査手数料	1件につき	1,100円
2 各種証明手数料	(略)	(略)

別表第29 (第35条関係)
神石高原町簡易水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	1件につき	2,500円
2 材料検査手数料	1件につき	2,500円
3 工事検査手数料	1件につき	2,500円
4 構造及び材質の適合確認	1回につき	2,500円

	認手数料		
	5　メーター撤去手数料	1件につき	3,000円

備考

1　構造及び材質の適合確認手数料は、第40条第2項ただし書の確認をするときに適用する。

2　メーター撤去手数料は、第22条第1項第1号の規定により、メーターを撤去するときに適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

(提案理由)

給水装置工事施工基準の統一に伴い、設計審査手数料及び工事検査手数料を改定するため必要な規定を整備するほか、災害等において、他の水道事業者等による給水装置工事の施行を可能とするための必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出する。

第14号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、企業団議会の議決を求める。

令和7年11月18日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 市町水道事業

〔市町水道事業計〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	60,942,814,849	4,269,713,218	11,408,419,586
議会の議決による処分額	2,766,926,761	0	△ 4,932,269,476
減債積立金の積立	0	0	△ 645,803,895
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,519,521,000
資本金への組入	2,766,926,761	0	△ 2,766,926,761
納付金	0	0	△ 17,820
処分後残高	63,709,741,610	4,269,713,218	(繰越利益剰余金) 6,476,150,110

〔竹原市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,620,191,254	306,792,834	1,659,677,521
議会の議決による処分額	385,144,275	0	△ 674,173,275
建設改良積立金の積立	0	0	△ 289,029,000
資本金への組入	385,144,275	0	△ 385,144,275
処分後残高	3,005,335,529	306,792,834	(繰越利益剰余金) 985,504,246

〔三原市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,677,015,413	90,692,216	439,601,616
議会の議決による処分額	236,570,499	0	△ 437,463,394
減債積立金の積立	0	0	△ 200,892,895
資本金への組入	236,570,499	0	△ 236,570,499
処分後残高	14,913,585,912	90,692,216	(繰越利益剰余金) 2,138,222

〔府中市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,579,940,733	0	1,657,282,135
議会の議決による処分額	251,869,238	0	△ 527,034,238
減債積立金の積立	0	0	△ 126,983,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 148,182,000
資本金への組入	251,869,238	0	△ 251,869,238
処分後残高	2,831,809,971	0	(繰越利益剰余金) 1,130,247,897

〔三次市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,806,851,069	33,420,001	679,702,914
議会の議決による処分額	435,131,217	0	△ 641,254,217
建設改良積立金の積立	0	0	△ 206,123,000
資本金への組入	435,131,217	0	△ 435,131,217
処分後残高	6,241,982,286	33,420,001	(繰越利益剰余金) 38,448,697

〔庄原市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3, 228, 713, 083	626, 882, 858	2, 458, 506, 632
議会の議決による処分額	332, 997, 438	0	△ 931, 878, 438
減債積立金の積立	0	0	△ 161, 643, 000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 437, 238, 000
資本金への組入	332, 997, 438	0	△ 332, 997, 438
処分後残高	3, 561, 710, 521	626, 882, 858	(繰越利益剰余金) 1, 526, 628, 194

〔東広島市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14, 082, 495, 234	723, 181, 901	548, 973, 886
議会の議決による処分額	178, 048, 000	0	△ 178, 048, 000
資本金への組入	178, 048, 000	0	△ 178, 048, 000
処分後残高	14, 260, 543, 234	723, 181, 901	(繰越利益剰余金) 370, 925, 886

〔廿日市市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11, 079, 993, 932	1, 064, 584, 120	884, 860, 429
議会の議決による処分額	295, 345, 806	0	△ 295, 345, 806
資本金への組入	295, 345, 806	0	△ 295, 345, 806
処分後残高	11, 375, 339, 738	1, 064, 584, 120	(繰越利益剰余金) 589, 514, 623

〔安芸高田市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,368,101,225	198,037,708	409,025,209
議会の議決による処分額	68,700,710	0	△ 280,630,710
減債積立金の積立	0	0	△ 4,639,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 207,291,000
資本金への組入	68,700,710	0	△ 68,700,710
処分後残高	2,436,801,935	198,037,708	(繰越利益剰余金) 128,394,499

〔江田島市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,327,138,746	29,446,726	714,899,897
議会の議決による処分額	257,139,000	0	△ 257,156,820
資本金への組入	257,139,000	0	△ 257,139,000
納付金	0	0	△ 17,820
処分後残高	1,584,277,746	29,446,726	(繰越利益剰余金) 457,743,077

〔熊野町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,155,575,000	35,164,024	514,831,393
議会の議決による処分額	48,183,437	0	△ 48,183,437
資本金への組入	48,183,437	0	△ 48,183,437
処分後残高	1,203,758,437	35,164,024	(繰越利益剰余金) 466,647,956

〔北広島町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,866,221,258	56,889,418	423,613,755
議会の議決による処分額	253,873,457	0	△ 399,801,457
減債積立金の積立	0	0	△ 145,928,000
資本金への組入	253,873,457		△ 253,873,457
処分後残高	2,120,094,715	56,889,418	(繰越利益剰余金) 23,812,298

〔大崎上島町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,500,000	37,671,691	119,404,794
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	11,500,000	37,671,691	(繰越利益剰余金) 119,404,794

〔世羅町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	119,221,902	1,062,190,381	976,426,923
議会の議決による処分額	23,923,684	0	△ 261,299,684
減債積立金の積立	0	0	△ 5,718,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 231,658,000
資本金への組入	23,923,684	0	△ 23,923,684
処分後残高	143,145,586	1,062,190,381	(繰越利益剰余金) 715,127,239

〔神石高原町簡易水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	19,856,000	4,759,340	△ 78,387,518
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	19,856,000	4,759,340	(繰越欠損金) △ 78,387,518

2 水道用水供給事業

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	78,191,241,115	4,101,956,069	9,686,619,093
議会の議決による処分額	4,408,492,629	0	△ 4,712,732,629
建設改良積立金の積立	0	0	△ 304,240,000
資本金への組入	4,408,492,629	0	△ 4,408,492,629
処分後残高	82,599,733,744	4,101,956,069	(繰越利益剰余金) 4,973,886,464

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、令和 6 年度決算における未処分利益剰余金を処分することについて、企業団議会の議決を求める。

第15号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算の
認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて企業団議会の認定に付する。

令和7年11月18日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、監査委員の審査に付した令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、企業団議会の認定を求める。

第16号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて企業団議会の認定に付する。

令和7年11月18日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、監査委員の審査に付した令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、企業団議会の認定を求める。

報第1号

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償
等に関する条例等の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和7年11月18日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の
一部を改正する条例

（広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（費用弁償の支給及びその<u>種目</u>） 第5条 （略） 2 前項の規定により支給する費用弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 （費用弁償の額） 第6条 費用弁償の額は、<u>旅費に関し企業長が定める管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算出して得た額とする。ただし、宿泊費については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第十一号の指定職棒級表の適用を受ける職員の例に準じる額とする。</u> （招集等に係る費用弁償） 第7条 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、公務諸費を支給する。 2 （略） 3 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃、航空賃及び<u>その他交通費</u>は、議員があらかじめ議長に届け出た経路及び方法であって議長が合理的と認める経路及び方法により計算	（費用弁償の支給及びその<u>種類</u>） 第5条 （略） 2 前項の規定により支給する費用弁償の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とする。 （費用弁償の額） 第6条 費用弁償の額は、<u>別表のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合の費用弁償の額は、旅費に関し企業長が定める管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算出して得た額とすることができる。</u> （招集等に係る費用弁償） 第7条 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、<u>第5条第2項の旅行雑費に代えて公務諸費を支給する。</u> 2 （略） 3 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u>は、議員があらかじめ議長に届け出た経路及び方法であって議長が合理的と認める経路及び方法により計算

び方法により計算する。

4 前項の場合において、自家用車により旅行した場合のその他交通費の額は、前条の規定にかかわらず、議長が別に定める額とする。

(外国旅行に係る費用弁償)

第8条 議員が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その種目は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種目の例によるものとする。

2 (略)

別表 (第3条関係)

区分	議員報酬又は報酬
議長	年額60,000円
副議長	年額54,000円
議員	年額42,000円

する。

4 前項の場合において、自家用車により旅行した場合の車賃の額は、前条の規定にかかわらず、議長が別に定める額とする。

(外国旅行に係る費用弁償)

第8条 議員が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の例によるものとする。

2 (略)

別表 (第3条、第6条関係)

区分	議員報酬又は報酬	費用弁償			鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	
		甲地方	乙地方		
議長	年額60,000円	14,800円	13,300円	3,000円	一般の職員の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
副議長	年額54,000円				
議員	年額42,000円				

(広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 (令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の額等) 第3条 (略) 2 企業長及び副企業長 (以下「企業長等」という。) に支給する給料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 3 (略)	(給与の額等) 第3条 (略) 2 企業長及び副企業長 (以下「企業長等」という。) に支給する給料の額は、<u>別表第2 (1)</u>のとおりとする。 3 (略)

(費用弁償の支給及びその<u>種目</u>) 第5条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により支給する費用弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 (旅費の<u>種目</u>) 第6条 企業長に支給する旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 2 副企業長に支給する旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とする。 (実費弁償の<u>種目</u>) 第7条 第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 (費用弁償等の額) 第8条 第2条第1項に掲げる者に支給する費用弁償の額は、<u>一般職員の例により算出して得た額</u>とする。 2 企業長等に支給する旅費の額は、<u>一般職の職員の例により算出して得た額とする。ただし、宿泊費については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第11号の指定職棒級表の適用を受ける職員の例に準じる額とする。</u> 3 第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の額は、広島県水道広域連合企業団旅費規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。	(費用弁償の支給及びその<u>種類</u>) 第5条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により支給する費用弁償の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とする。 (旅費の<u>種類</u>) 第6条 企業長に支給する旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料</u>とする。 2 副企業長に支給する旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。 (実費弁償の<u>種類</u>) 第7条 第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とする。 (費用弁償等の額) 第8条 第2条第1項に掲げる者に支給する費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。<u>ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。</u> 2 企業長等に支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。<u>ただし、副企業長に支給する着後手当及び扶養親族移転料の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。</u> 3 前項本文の規定にかかわらず、別表第2の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別な事情により又は当該旅行の性質上困難である場合に支給する旅費の額は、<u>一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。</u> 4 第2条第3項に規定する者に支給する実費弁償の額は、広島県水道広域連合企業団旅費規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。
--	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	報酬
監査委員	年額1,200,000円
選挙管理委員会委員	日額6,000円
附属機関の委員等	日額39,200円以内
その他の非常勤職員	勤務内容に基づき、予算の範囲内で企業長が定める額

別表第2（第3条関係）

区分	給料
企業長	年額60,000円
副企業長	月額670,000円

（広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（費用弁償） 第21条 （略） 2－3 （略） 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</u>	（費用弁償） 第21条 （略） 2－3 （略） 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。</u>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 専決処分年月日

令和7年3月28日

(提案理由)

専決処分をした広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、報告し、企業団議会の承認を求める。

報第2号

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例の 一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和7年11月18日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（第1号部分休業の承認） 第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 就業規則に規定する介護時間、介護支援部分休暇若しくは子育て支援部分休暇を承認されている職員又は企業長が別に定める職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（企業長が別に定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （第2号部分休業の承認） 第18条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」とい</u>	（部分休業の承認） 第18条 <u>部分休業の承認は、就業規則に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 就業規則に規定する介護時間、介護支援部分休暇若しくは子育て支援部分休暇を承認されている職員又は企業長が別に定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（企業長が別に定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

う。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 第15条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項以降の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）附則第 2 条の規定による部分休業の請求がされた場合、任命権者は施行日前においても、改正後の職員の広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第18条又は第18条の 2 の規定の例により、第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業の承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日において新条例第18条第 1 項又は第18条の 2 の規定による承認とみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新条例第18条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

2 専決処分年月日

令和 7 年 9 月26日

(提案理由)

専決処分をした広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例の一部を改正する条例について、報告し、企業団議会の承認を求める。

報第3号

令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算
繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年11月18日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳							不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説 明
						企 業 債	繰 工 事 資 金	繰 越 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	工 受 託 事 金			
資本的 支出 ¹	建設改 良費 ¹	竹原市水道事業	509,189,000	294,255,338	209,087,000	0	1,378,300	68,392,000	0	0	0	139,316,700	5,846,662	0	国の補正予算を活用するため
		三原市水道事業	1,856,484,000	830,359,539	713,986,000	337,900,000	0	153,251,000	134,052,000	41,738,000	0	47,045,000	312,138,461	0	国の補正予算を活用するため
		府中市水道事業	771,248,000	120,098,672	542,248,000	160,500,000	0	132,129,000	132,129,000	3,156,000	0	114,334,000	108,901,328	0	国の補正予算を活用するため
		三次市水道事業	1,066,382,000	532,373,042	507,025,000	169,600,000	0	106,568,000	19,066,000	0	0	211,791,000	26,983,958	0	国の補正予算を活用するため
		庄原市水道事業	1,569,790,000	885,838,916	632,220,000	36,600,000	0	186,744,000	186,744,000	0	0	222,132,000	51,731,084	0	国の補正予算を活用するため
		東広島市水道事業	2,207,102,000	864,856,233	1,205,826,000	157,400,000	0	107,047,000	105,040,000	139,341,014	0	696,997,986	136,419,767	0	関係者との調整に日時を要したため
		廿日市市水道事業	2,869,678,000	2,039,125,139	731,472,000	78,000,000	29,029,000	218,139,000	48,045,000	9,816,565	0	348,442,435	99,080,861	0	国の補正予算を活用するため
		安芸高田市水道事業	342,650,000	73,998,212	230,242,000	0	0	183,000	183,000	0	0	229,876,000	38,409,788	0	関係者との調整に日時を要したため
		江田島市水道事業	420,005,000	189,980,138	144,096,000	25,100,000	0	45,363,000	0	0	0	73,633,000	85,928,862	0	国の補正予算を活用するため
		熊野町水道事業	145,943,000	126,101,256	489,000	0	0	163,000	0	0	0	326,000	19,352,744	0	国の補正予算を活用するため
		北広島町水道事業	2,025,692,000	693,069,470	1,327,800,000	420,100,000	0	420,279,000	420,133,000	0	0	67,288,000	4,822,530	0	国の補正予算を活用するため
		大崎上島町水道事業	94,412,000	51,756,528	35,266,000	12,000,000	0	11,088,000	11,981,000	0	0	197,000	7,389,472	0	関係者との調整に日時を要したため
		世羅町水道事業	295,700,000	71,259,465	205,616,000	0	13,140,600	51,895,000	51,782,000	0	0	88,798,400	18,824,535	0	国の補正予算を活用するため

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳							不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説 明
						企 業 債	繰工 事 資 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	工 受 託 事 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
資本的支出 ¹	建設改良費 ¹	神石高原町簡易水道事業	181,184,000	176,405,929	358,000	0	119,000	119,000	0	0	0	120,000	4,420,071	0	国の補正予算を活用するため
		広島水道用水供給事業	4,494,314,000	2,140,847,402	1,993,099,000	177,900,000	9,474,000	657,045,000	402,500,000	0	0	746,180,000	360,367,598	0	国の補正予算を活用するため
		広島西部地域水道用水供給事業	2,051,941,000	722,798,142	1,129,451,000	0	0	320,459,000	46,600,000	0	0	762,392,000	199,691,858	0	国の補正予算を活用するため
		沼田川水道用水供給事業	1,357,594,000	595,267,031	625,194,000	85,900,000	81,426,000	161,647,000	80,100,000	0	0	216,121,000	137,132,969	0	関係者との調整に日時を要したため
合 計			22,259,308,000	10,408,390,452	10,233,475,000	1,661,000,000	134,566,900	2,640,511,000	1,638,355,000	194,051,579	0	3,964,990,521	1,617,442,548	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳							不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説 明
						企 業 債	繰工 事 資 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	工 受 託 事 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 水道事業費用	1 営業費用	三次市水道事業	1,792,671,000	1,746,468,066	330,000	0	0	0	0	0	0	330,000	45,872,934	0	メーカー修理に日時を要したため
		東広島市水道事業	4,972,653,000	4,670,363,723	9,042,000	0	0	0	0	0	1,600,000	7,442,000	293,247,277	0	関連工事の進捗遅延により、工事の着手が遅れたため
合 計			6,765,324,000	6,416,831,789	9,372,000	0	0	0	0	0	1,600,000	7,772,000	339,120,211	0	

報第4号

令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年11月18日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳							不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度	説 明
						企 業 債	繰 工 事 資 越 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	工 受 託 事 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
資本的 1 支出	建設改 1 良費	太田川東部工業用 水道(第2期)事業	231,128,000	205,331,368	7,748,000	7,700,000	0	0	0	0	0	48,000	18,048,632	0	関連工事の進捗遅 延により、工事の着 手が遅れたため
		沼田川工業用水道 事業	247,899,000	106,303,138	97,643,000	48,700,000	0	0	0	0	48,784,000	159,000	43,952,862	0	関連工事の進捗遅 延により、工事の着 手が遅れたため
合 計			479,027,000	311,634,506	105,391,000	56,400,000	0	0	0	0	48,784,000	207,000	62,001,494	0	

報第5号

令和6年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年11月18日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
工業用水道事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 資金不足比率の算定

(1) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	11,075,999	1,225	44,521,457	△33,444,233
工業用水道事業会計	1,921,585	0	5,728,314	△3,806,729

注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除いたものである。

注2 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高である。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4 D欄がマイナス(△)の場合は、資金剰余額となる。

(2) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	事業の規模 E
水道事業会計	23,113,693
工業用水道事業会計	2,341,053

注 事業の規模は、営業収益から受託工事収益を除いたものである。

(3) 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D 資金不足額}}{\text{E 事業の規模}}$$